

山梨県公報

第千二百七十一号

平成十四年

三月十一日

月 曜 日

目次

告 示

保安林の指定の解除の予定	一一一
土地収用事業の認定(二件)	一一二
道路の区域変更(三件)	一一三
道路の供用開始	一一三
都市計画事業の事業計画の変更	一一二
建築基準法に基づく道路位置指定	一一三
公 告	
争議行為予告通知の受理	一一三
基本測量の終了	一一四
開発行為に関する工事の完了について(二件)	一一四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(三件)	一一四

告 示

山梨県告示第七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十四年三月十一日

山梨県知事

天

野

建

一 解除に係る保安林の所在場所

北巨摩郡高根町清里字念場原三五五の六四〇二から三五五の六四〇四まで、三五五の六四〇八

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

山梨県告示第八十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年三月十一日

山梨県知事

天

野

建

一 起業者の名称

鵜沢町

二 事業の種類

鵜沢町やすらぎ公園(「まちの駅」交流休憩施設)整備事業

三 起業地

収用の部分 南巨摩郡鵜沢町字林蔭地内

使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

鵜沢町役場振興課

山梨県告示第八十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年三月十一日

山梨県知事

天

野

建

一 起業者の名称

玉穂町

二 事業の種類

玉穂町ふるさとふれあい広場駐車場拡張事業

三 起業地

収用の部分 中巨摩郡玉穂町大字乙黒字五反田地内

使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

玉穂町役場都市環境課

山梨県告示第八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年四月一日まで一般の縦覧に供する。

- 平成十四年三月十一日
- 山梨県知事 天 野 建
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 葎崎櫛形豊富線
 - 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
中巨摩郡若草町大字藤田字橋詰二二九六番地先から 中巨摩郡若草町大字藤田字双柳三三七三番地先まで	一一・七 五八・八	八・四 九・二	一〇六・五	一〇六・五

山梨県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖上九一色線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
南都留郡河口湖町大字河口字湖辺三二四二番の四地先から 南都留郡河口湖町大字河口字湖辺三二二二番の二地先まで	九・七 三七・二	九・七 三七・二	六三一・〇	六三一・〇
	二・三 六・四	九・七 三七・二	六三一・〇	一〇四九・四

山梨県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地

域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青木ヶ原河口湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
南都留郡勝山村大字勝山字里宮三九五二番の〇地先から 南都留郡勝山村大字勝山字里宮三九四八番の五地先まで	一一・〇 二二・〇	九・〇 一九・〇	一五二・〇	一五二・〇

山梨県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	河口湖上九一色線	南都留郡河口湖町大字河口字湖辺三二四二番の四地先から 南都留郡河口湖町大字河口字湖辺三二二二番の二地先まで	七六四・四	平成十四年三月十一日
		南都留郡河口湖町大字河口字湖辺三二四二番の四地先から 南都留郡河口湖町大字河口字湖辺三二二二番の二地先まで	二七〇・〇	

山梨県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第六十三第一項の規定により、都市計画事業

の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

一 施行者の名称

山梨市フルーツパーク株式会社

二 都市計画事業の種類及び名称

峡東都市計画公園事業五・五・十一号笛吹川フルーツ公園

三 事業施行期間

平成二年十二月二十八日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備えおいて縦覧に供する。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の位置

都留市十日市場字尾尻一六八番一、一七四番四

二 道路の幅員

最大 一〇・〇〇メートル 最小 六・〇〇メートル

三 道路の延長

四九・三メートル

公 告

● 争議行為予告通知の受理

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長田野口博幸から次のとおり争議行為を行う旨平成十四年二月二十八日付けで通知があった。

平成十四年三月十一日

一 事件

次の要求事項解決のため

- 1 賃金の引き上げ等に関する件
- 2 職員的大幅増員等に関する件
- 3 完全週休二日制等に関する件
- 4 その他の労働条件に関する件

二 日時

平成十四年三月十四日から要求解決まで

三 場所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院

中巨摩郡檜形町桃園三百四十番地 巨摩共立病院

中巨摩郡檜形町桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立歯科診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川診療所

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 武川歯科診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター

甲府市宝一丁目三番三号 山梨総合健診センター

中巨摩郡竜王町富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所

甲府市丸の内二丁目九番二十九号 甲府駅前共立診療所

南巨摩郡増穂町長沢二百二十五番地の一 ますほ共立診療所

甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立在宅介護支援センター

中巨摩郡檜形町桃園三百四十番地 訪問看護ステーションあらくら

甲府市宝一丁目五番十号 訪問看護ステーションすずかけ

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地の一 東八訪問看護ステーションほほえみ

中巨摩郡敷島町中下条九百二十番地の一 敷島訪問看護ステーションやすらぎ

東八代郡御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂・八代訪問看護ステーションたん

ぼほ

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲府市宝一丁目九番一号 あすなる甲府薬局

東八代郡石和町広瀬六百二十三番地の一 東八訪問看護ステーション

中巨摩郡檜形町桃園三百七十七番地の一 あすなる巨摩薬局

山梨県知事 天 野 建

北巨摩郡武川村牧ノ原千三百六十六番地の二 あすなる武川薬局

以上の病院、診療所、薬局をとりまく地域と病院、診療所、薬局の構内及び全職場、又は一部職場

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に、連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び重症患者のための保安要員については、必要にに応じて配置する。

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十四年二月二十五日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があった。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 作業種類 基本測量（強化地域高精度三次元測量）
- 二 作業開始日 平成十三年五月一日
- 三 作業終了日 平成十四年二月十六日
- 四 作業地域 富士吉田市、西八代郡上九一色村並びに南都留郡山中湖村、河口湖町、勝山村、足和田村及び鳴沢村

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡竜王町竜王字瀬間分二七三四の二及び二七三四の五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡竜王町竜王二千二百二十一番地 相川幹夫

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町河東中島字十二枚一八一五の八
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡田富町西花輪四千三百七十七番地 有限会社 タケダコーポレーション
代表取締役 武田明己

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
東八代郡御坂町夏目原前の木二二四六の一、二二四七の一、二二五〇の二及び二二五四の一
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局建設部及び御坂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号 株式会社コメリ 代表取締役社長 捧賢一

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡竜王町篠原字村中二二一六の二、二二三四五の一、二二三四五の八、二二三四五

の九、二三四五の一〇、二三四五の一、二三四五の二、二三四七の五及び二三四八の一五

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市和田町二千五百八十八番地 辻正巳

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十四年三月十一日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

西八代郡市川大門町字西条一五六四の一、一五六四の三、一五六四の四、一五六四の五、一五六四の六、一五六四の七、一五六四の八、一五六四の九、一五六四の一〇、一五六四の一、一五六四の二、一五六五の一、一五六五の二、一五六五の三、一五六五の四、一五六五の五、一五六五の六、一五六五の七、一五六五の八、一五六五の九、一五七七の三、一五七七の一四、一五七七の一五、一五七七の一六、一五七七の一七、一五七七の一八、一五七七の二九、一五七九の一、一五七九の二、一五七九の三、一五七九の四及び一五七九の五

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南地域振興局市川建設部及び市川大門町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番